2022年5月11日

日本公認会計士協会 会長 手塚 正彦

公認会計士法の改正について

2022年通常国会の提出法案として審議されていた公認会計士法の改正案が本日可決・成立しました。公認会計士法の改正は、2007年以来15年ぶりとなります。

本改正の大きな論点の一つであった上場会社の監査を担う監査事務所の規律の在り方については、上場会社の監査を担う監査事務所に対してより高い規律付けを行うとともに、自主規制としての「上場会社監査事務所登録制度」(以下「本制度」といいます。)を運用してきた当協会の知見・ノウハウを最大限有効に活用することとされました。具体的には、これまで当協会の自主規制の枠組みにおいて運用していた本制度を、法律の下で運用する枠組みに変更するとともに、制度の詳細設計と運用については引き続き当協会が行うこととされています。当協会は、上場会社監査事務所に対して監査法人のガバナンス・コードの適用と監査事務所の情報開示の充実を促すなど、本制度を改善するとともに、引き続き厳格な運用を徹底し、上場会社に対する監査の信頼の確保に努めて参ります。

また、本制度の在り方を議論する過程において、上場会社の監査の担い手として十分な能力・態勢が整えられるよう、中小監査事務所に対する体制面・ノウハウ面での支援を行うこととされました。当協会は、中小監査事務所の監査品質の一層の向上のために、引き続き品質管理レビューを通じた指導を行うとともに、中小監査事務所の経営基盤強化に向けた具体的な支援策を実施して参ります。

このほか、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の緩和、企業等に勤務している公認会計士の登録事項の整備、資格要件に関する実務経験期間の伸長、継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備、協会の会則記載事項として会計教育活動の位置付けの追加が行われています。これらは当協会が現在の環境における喫緊の課題として改正を要望したものです。

併せて公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直しも行われています。これについては、当該見直しが、当協会の品質管理レビューを前提とした現在のモニタリング制度に変化をもたらすものではないことについて、国会の質疑等によって確認されています。

以上の法律改正に伴う制度の詳細については、今後、政令や内閣府令の整備によって具体化されますが、当協会は、実効性を伴う制度として運用するために必要な検討を行って参ります。

今回の法律改正は、短期的に解決可能な喫緊の課題について行われました。当協会は、今回の改正事項以外にも、公認会計士の業務の拡大による公認会計士・監査法人の業務範囲の定義、公認会計士に求められる資質・能力の変化に適応した試験・育成制度の在り方、監査法人の大規模化に適応した組織運営に関する制度の在り方などの重要な課題が残されていると考えています。当協会は、経済社会情勢の変化に適応した、公益に資する公認会計士制度を実現するため、関係者との議論を今後も継続して参ります。